

鳥取県告示第 1033 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県日野総合事務所長 原

豊

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464 の 3、464 の 4、464 の 30、464 の 31（以上 4 筆について、次の図に示す部分に限る。）、字滝山西平ラ 537 の 4、537 の 22、537 の 30、537 の 31、537 の 33、537 の 38、537 の 39（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）、537 の 43 から 537 の 45 まで

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）